

八溝多賀森林計画区の第5次国有林野施業実施計画の変更について

【変更理由】

次の理由から国有林野管理経営規程（平成11年農林水産省訓令第2号）第14条第2項の規定に基づき変更するものである。

- 1 令和元年度台風19号等により荒廃した溪流等へ保安施設を追加するため、「治山に関する事項」を変更する。
- 2 樹木採取区の指定に伴い、「樹木採取区の名称、所在地及び面積」を追加する。

なお、本変更計画は、令和4年4月1日から適用する。

【変更項目】

4 治山に関する事項

| 位 (林 班) 置 | 市 町 村 | 区 分 | 工 種 | 計 画 量 |
|--------------|-------|---------|-------|-------|
| 2063 | 常陸太田市 | 保 安 施 設 | 溪 間 工 | 1か所 |
| | | | 山 腹 工 | 2か所 |
| 1029 | 北茨城市 | | 溪 間 工 | 1か所 |
| 2133 | 大 子 町 | | 山 腹 工 | 1か所 |
| 合 計 | | 保 安 施 設 | | 5か所 |

6 樹木採取区の名称、所在地及び面積

| 名 称 | 所在地 (林小班) | 面積 (ha) | 備 考 |
|--------------|---|---------|-----|
| 関東1茨城徳田樹木採取区 | 2002 い1、い3、い4、 い7、い8、に、 ほ、と、り～わ、 2003 ろ、へ1、へ3、 と、か1、よ1、 2004 ろ、は、へ、 と2、り1～る、 た、 2025 へ、と、ぬ、る、 2026 い、へ1、と、 ち、る1 | 261.15 | |
| 合 計 | | 261.15 | |

7 レクリエーションの森の名称及び区域

(省略)

8 公益的機能維持増進協定の名称及び区域

(省略)

9 その他必要な事項

(省略)